



発行所 滋賀県行政書士会
 発行人 盛武 隆
 編集人 山添 稲子
 大津市京町三丁目4-22(滋賀会館3階)
 発行日(月刊)
 平成18年7月10日

日本行政書士会連合会総会への期待

滋賀県行政書士会 会長 盛武 隆

日本行政書士会連合会(以下「日行連」という)定時総会に出席しましたので以下に報告します。なお文中意見にわたる部分は私見であることをお断りしておきます。

総会の議事・日程

総会は行政書士でない外部役員、役員経験者である相談役、顧問弁護士と現職日行連役員と単位会運営に携わる役員から選任された代議員で開催された。議案書はあらかじめ代議員に送付し、質問書は代議員が単位会会長の承認を得て提出する。代議員の質問書に枚数制限はない。その結果、質問書は126枚提出された。総会は355分ですべての議案を審議するため、回答者は質問及び再質問1問に対して1分の時間内で回答する。再々質問、関連質問は許されない。一問一答ではないので、掘り下げた討論も出来ず、双方にすれ違いが生じ緊張感に欠けることも否めない。

総会の役割

総会は行政書士制度(以下「制度」という)の将来を左右すると言っても過言ではない。単位会の役員が組織運営のために、そして行政書士が自らの人生を制度に託すのであるからその決議は重大である。言わずとも組織の目的と使命は制度の確立にあり、その手段は法改正である。その観点から、総会では事業計画と収支予算案において、制度構築に関する基本方針と作業工程表が示され、あわせて具体化の時期について明確でなければならない。事業報告と決算報告に関しては達成率と投資回収率を検証することが総会構成員の責務であると言えよう。すなわち、法改正という事業が国民との対話の場において説得力を持つか持たないかは、ひとえに総会の質的成果によって左右されるのである。総会の運営にあたっては回答者も質問者もそのことを再認識することが重要である。

行政手続きか司法手続きか

以上の視点に立ち、総会の質問を分析すると、制度の方向性に関して、法第1条に定める制度の軸足を、司法手続きの分野に踏み込むのか、それとも行政手続きの分野の拡充の一つとして準司法手続きに向けるのか、その優先順位はどうかを問うものである。

すなわち、行政の分野では、行政手続法における「聴聞代理」、「不服申し立て」等の「準司法手続」の獲

得が優先されるべきではないか。それには行政書士の業務上の呼称を「行政手続の専門家・行政法規の専門職」または「一般法律専門職」と表現すべきであるとする質問である。

制度上の手当のないADR機関の設立等を打ち出すとしても、日行連が「隣接法律専門職」という用語を安易に使うことで、国民及び会員の制度への誤解を招きかねないとする危惧感が質問として出たと見るべきである。同様に「公共嘱託」という用語の使用についても、制度との整合性において曖昧であり、規定上明確にすべきとの指摘がなされた。

基本方針と姿勢の確認

司法制度改革、行政改革、規制緩和、電子化等変革する環境への組織的対応とその姿勢が明確に見えないことが質問の背景にある。これは司法と行政の二つの側面を一元的に並べて質することによって、制度構築の工程管理とその基本方針を検証するものである。

たとえば、自動車の封印、司法書士の定款認証、外国人登録原票、行政書士電子証明書等の質問への対応のあり方である。得てして業務上の利便性がいかに向上したかを担当部署は部分最適回答とする傾向がある。それ自体は間違っていないが、質問者の求めるものは「制度構築のための組織戦略に基づいた制度化＝法改正」という全体最適回答を得ることであったと推察される。制度の基本戦略をまず確認して、次に具体策として内外政策に呼応したヒト・モノ・カネの配分を階層的に掘り下げて検証する質問である。その意味においては、これは代議員というより国民の日行連に対する質問であったと言うべきであろう。

役員の責務

全体の質問を通じて問われていたのは、役員の責務に関する質問である。役員になることが目的なのか、役員となった後に何をするのかという質問である。そして役員の答弁に求められたのは、理解を得ようとする真摯な態度と、提案した議案を通じて制度構築に駆ける熱意の発露であった。長崎総会の結果は、会員はもとより、社会および市民が制度をどのように評価するかである。それは法改正への反応として現れるに違いない。それゆえに制度構築に取り組む役員の強い決意が法改正として結実することに期待したい。政治連盟の大会は、日行連理事会決定として掲げた16項目の法改正実現の報告に尽きることは言うまでもない。